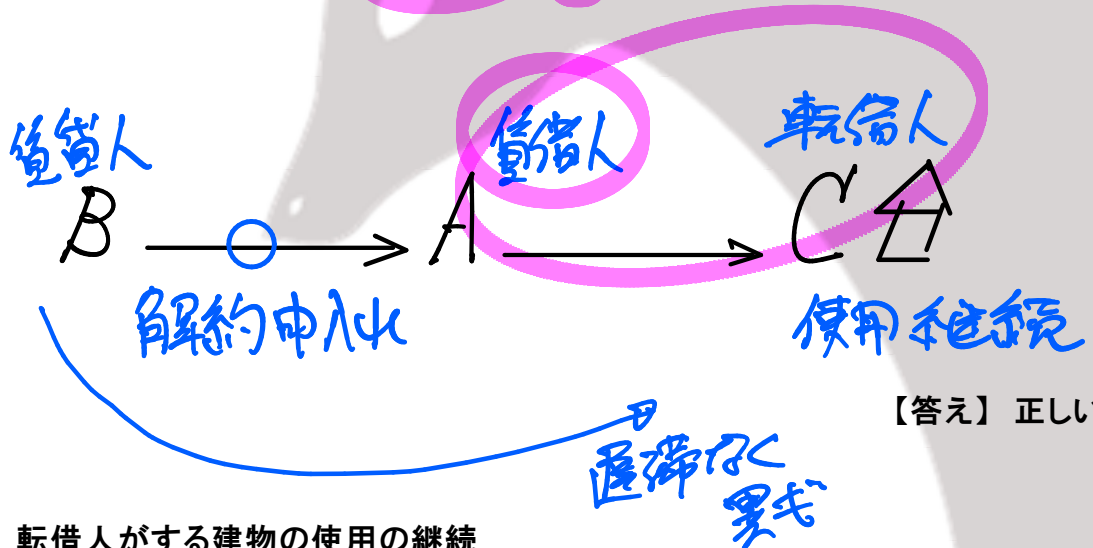


## 転借人がする建物の使用の継続 H06-12-3 &lt;&lt;#402&gt;&gt;

【問】 正誤をつけよ。

AがBから賃借している建物をCに転貸した。AB間の賃貸借がBの解約の申入れによって終了した場合において、Bの承諾を得て転借しているCが建物の使用を継続するときは、Bが遅滞なく異議を述べないと、AB間の賃貸借が更新される。



《ポイント》 転借人がする建物の使用の継続

- 3 建物の転貸借がされている場合には、建物の転借人がする建物の使用の継続を建物の賃借人がする建物の使用の継続とみなして、建物の賃借人と賃貸人との間について「法定更新」の規定を適用する。（借々法 26 条）